

都市問題パンフレット

No. 37

財団法人
東京市政調査會

内務省地方局長

挾

間

茂

市制及府縣制改正要綱大意

市制及府縣制改正要綱大意



挾 間 茂

は し が き

我邦に於ける地方自治制度に關する根本法たる市制、町村制及府縣制等は、その創定以來幾度かの改正を経てゐる。殊に普通選舉を實施したる大正十五年の改正以後に於ても、更に或は自治權擴充の趣旨の下に乃至は地方分權の對象として、昭和四年及昭和十年の二回に互る改正を経て現行制度に達してゐるのである。然るに最近に於ける我邦の情勢は、政治、經濟、産業、文化は固より、其の他各般の方面に於て著しき變化進展を遂げ、その結果地方自治制度も亦更に此の時運の進展に即應すべく之が改正の必要に迫られ來つたのである。改正を要望する論議の對象としては種々の問題がある。茲にその顯著なるものを擧ぐるならば、(一)普通實施以來の自治の實績に鑑み、適切なる方法を以て議會の構成に對し是正改善を策するの必要はないか、(二)自治制度に於ける劃一性を打開し、大都市には特別の制度を建て、農村には農村特有の

制度を與ふる必要はないか、(三)農村地方に於ける町村自治組織とその内部に於ける各種團體との對立重複を如何にして調整するか、(四)府縣は之を廢合改組するが適當なりや、また更に大規模なる道州等設置の必要なきや、(五)自治體に於ける意思機關と理事機關との權限を如何に調整するか、(六)自治體の企業能力乃至企業形態に關し時代に即應すべく根本的再檢討を加ふるの要なきや、(七)國家行政と自治行政との間に於ける基本的調整の問題は如何にするか、國費地方費負擔區分の問題は如何等々、極めて重要な問題が重積してゐる形である。依つて政府は曩に地方制度調査會を設け、各方面の知識經驗を網羅して地方制度に關する各般の問題を審議し、これを基礎として制度の改正を斷行するの決意を爲したのである。調査會に於ては先づ差迫りたる問題として、東京都制案及農村自治制度改正案を目標とし、その要綱に付審議を進めたのであるが、就中東京都制案に付ては未だその成案を得るに至らざるも、農村自治制度に關してはその審議を結了し改正要綱を政府に答申したのである。然しながら自治制度の改正は、基礎的自治體の一部たる町村制度に付てのみ單獨に之を行ふことは國家の自治體制として適當でない。惟ふに市と町村とは共に我が邦に於ける基礎的の地方團體として相並行せるものであつて、之が改正は相並んで之を行ふべきものである。又從來の改正の歴史を見るも常に兩者同時に行はれてゐるのである。加之府縣制と雖も改正の趣旨を同じうするものなるに於ては、市制町村制と併せてその改正を企つることが最も自然的であり適當であると思ふ。この意味に於て政府は去る第七十四回帝國議會には町村制改正案のみの提案は之を見合せ、今回改めて市制及府縣制の改正に付その審議を進め、その答申を待つて、地方自治制度に關する全般的改正案を具し來る帝國議會に提案すべくその準備を進めつゝあるのである。斯くして市制改正要綱及府縣制改正要綱に付ては目下地方制度調査會に於て慎重なる審議が進められつゝある。その答申ある日も程近いことと思ふ。本稿は過般同調査會第三特別委員會に於て「市制改正要綱」及「府縣制改正要綱」(地方局案)に付説明を爲したる速記を基礎とし、これに若干の修補訂正を加へたものである。(市制、府縣制改正要綱別掲)

第一 市制改正の目標と改正の要目

一 今回の市制改正要綱の目標とする所は概ね次の二點に存する。即ち一は「市行政ヲシテ都市生活ノ實情ニ即應セシムルコト」であり、二は「市行政ノ能率化ト簡易化トヲ圖ルコト」である。

(イ) 第一は市行政をして都市生活の實情に即應せしむることである。惟ふに市と町村とは相並んだ基礎的の地方自治體である。従つて、兩者はその基礎的自治體たる行政的意味に於ての各般の機構乃至權能等に就ては、概ね劃一性を保有して差支ないと思ふのであるが、夫れ以外の各種の條件に就ては、夫々都市生活及農村生活の實情に即應して制度の内容が規律せられることが最も肝要である。若し各制度にして劃一的カテゴリーの範圍を逸脱せぬならば、市と謂ひ町村と唱ふるもそれは畢竟行政的概念としての分別に止まり、その結果、制度自體は國民の實生活より遊離し眞の生命を喪失するところなるであらう。而して現行市町村自治制度を見るに、從來度々の改正はあつたけれども、それは都市自治體と農村自治體とにその本質上の特異性を認め之を發達助長せしめんとする趣旨のものでなかつた。斯くして現行市制町村制は、動もすれば兩者の特異性を輕視し、その特色を發揮せしめ得ざる點に遺憾を存するのではあるまいか。而も最近に於ける社會狀態の變轉進化を考ふるならば、各自治體をしてその特色を發揮せしむることこそ自治制度として最も留意せねばならぬ點であると思ふ。依つて今回市制改正の第一目標は、市制をして都市生活の實情に適合するやうその體制を整備し、市には凡そ市らしき制度を與ふことに重點を置いたのである。

(ロ) 第二は市行政の運營をして、出來得る限り能率化し且簡易化することである。謂ふまでもなく、都市行政は、最近に於ける社會狀態の進展と共に頗る繁劇多端さを加へ來つて居るのであつて、此の市政の實情乃至趨勢よりするならば、市行政の運營方法に對し相當思切つたる能率化簡易化の方策を講ずるに非ずんば、市政は時勢の進運に歩調を合すべ

く非常なる困難を感じるであらう。従つて此の事柄は、市制改正問題を論議する場合に於ては常に主張せらるゝ所であつて謂はゞ一つの時代的要求ともなつてゐると思ふ。依つて今回の改正に於ても、市行政の能率化と簡易化とを市制改正に於ける第二の目標とした次第である。

仍ほ以上二點の外、市行政の實績に徴し整備改善を加ふべき若干の事項を存する、是等の諸點に對しても此の機會に於て適切な改正を加へんとするのである。

二 市制改正要綱は叙上の趣旨に於て立案されたものであるが、その改正要目を制約して考ふるならば、自治機構に關する改正と自治機能に關する改正との二となるであらう。而して、自治機構に關する改正としては、

- (1) 市政ノ實績ニ鑑ミ市會ノ構成ニ關シ整備ヲ加フルコト
 - (2) 市政運営ノ能率化ト簡易化トヲ圖ル爲メ機關相互ノ間ニ於ケル機能ノ調整ヲ行フコト
 - (3) 市政運営ノ圓滿適正ヲ期スル爲メ市吏員ニ關スル制度ヲ整備改善スルコト
 - (4) 都市ノ實情ニ即シ市ノ下級組織ヲ整備スルコト
- 自治機能に關する改正としては

- (5) 都市生活ノ需要ニ即シ市ノ職分ヲ一層發揮セシムル爲メ公營事業ニ關スル制度ヲ整備スルコト
- (6) 市政ノ實情ニ鑑ミ財務ニ關スル制度ヲ整備改善スルコト
- (7) 市ノ監督ニ付其ノ簡易化ト合理化トヲ圖ルコト

以上の諸點に歸着するのである。これより是等改正要綱の各項目に従ひ簡單なる解説を試みることにする。

第二 市制改正要綱の内容

(一) 自治機構に關する改正

一 市會の構成の整備

第一は「市政ノ實績ニ鑑ミ市會ノ構成ニ關シ整備ヲ加フルコト」である。市會は市の意思機關であり市行政上最も重要な役割を有する機關である。従つてその構成に關しても多くの重要な問題を包藏するのであるが、就中今回は「市會議員の定數」と「議員選舉の手續」とに關し必要なる若干の改正を爲さんとするのである。

(イ) 議員定數に關しては、各般の事情を考慮したる結果、原則としては現行制度を維持するのが適當であると考へる。然しながら、人口著しく多き市に在りては、人口に依り議員數を遞増するの結果議員數が非常に多數となり、自治體に於ける會議體として、その機能の上より見て、果して適當なりや否や甚だ疑問となる場合なきを保し難い。のみならず世論の一般的動向を見るに、餘りに議員數多き都市等に付ては、或る程度議員數に制限を加ふことが適當であると爲す説が少からざるやうに思はれる。依つて今回人口著しく多き市に付ては、或る程度議員數を制限せんとするのである。而してその制限方法としては、(一)議員定數を算出する人口基準を或る程度引上げること、(二)議員定數の最高限を定むること、この二方法を併用するを適當なりと思ふ。

(ロ) 議員選舉の手續に關しては、選舉の實績に顧み整備改善を加ふべき事項が相當あるやうに思ふ。左に述ぶる所はその主要なるものであるが、其の他にも輕微なる事項が若干存するので、此の機會に於て是等の諸點に付改正を加へんとするのである。

(1) その一は、市會議員の選舉に衆議院議員選舉人名簿を利用せんとすることである。惟ふに、市會議員選舉と衆議院議員選舉との間に於ける選舉資格の相異は、選舉權の要件たる住居年限の相異を主たる點とするものであり、その他の點に於ては大なる差異を存しない。然るに拘らず是等選舉の爲毎年二種の名簿を調製せねばならぬのであつて、市町村事務當局の立場よりすれば甚だ厄介なことである。依つて事務簡捷の爲、市會議員選舉にも衆議院議員選舉人名簿を用ふることゝし、選舉人名簿の統一を圖らんとするのである。而して衆議院議員選舉權なきも市會議員選舉權を有する者に付ては(例へば華族の戸主)別に補充名簿を調製すれば何等差支はない。尤もこの問題に付ては、選舉人名簿を統一するは適當と認むるもその方法としては、寧ろ地方議會に於ける選舉人名簿を衆議院議員選舉に利用することゝすべきではなからうかとの議論がある。然しながらこれを何れに統一するや寧ろ便宜の問題であつて、行政法上の理論としての絶對性はない。且兩種の名簿の調製手續を見るに、衆議院議員選舉人名簿の調製手續は更に鄭重であり、また一面衆議院議員選舉人名簿に關する争訟は之を民事裁判所の管轄に屬せしめたる關係もあるので、旁々地方議會の議員選舉に於て衆議院議員選舉人名簿を利用することゝするのが適當であると思ふのである。(仍ほ此の關係は町村制改正要綱審議の際には別に論議せられてゐないけれども、町村會議員選舉に於ても右方針の下に、衆議院議員選舉人名簿を用ふることゝなるは當然である。)

(2) その二は、次點者繰上げの問題である。現行制度に依れば選舉の期日より一年間は一般次點者の繰上げを認めてゐる。然し、この制度は施行の實績に徴するに、例へば所謂次點者狙ひの立候補を生ずる等面白からざる結果を生んで居るので、従前の制度に歸り、次點者は當選者の當選辭退期間内に限り繰上げを認むることに改めんとするのである。

(3) その三は、所謂再選舉に關する問題である。現行制度に於ては、再選舉は補關選舉と異り、苟も再選舉を行ふべき事由生じたるときは、假令當選者の欠缺は一人であつても必ず之を行はなければならぬ規定である。然しながら、之は

手數の點より見るも非常に手間のとれることであるので、再選舉を行ふべき場合にして補關選舉と同様に取扱ふも差支なき種類の事由、例へば、當選者が選舉犯罪に因り刑に處せられ當選無効と爲りたる場合、選舉費用超過又は連坐訴訟の結果當選無効と爲りたる場合の如きは、補關選舉と同様の取扱を爲すことが適當であると思ふ。

(ハ) 市會の構成に關し今回改正せんとする事項は以上の諸點に盡きるのである。市會の構成改善と云ふ大きな理想よりすれば、今回の改正は甚だ不徹底であるとの誹を免れないであらう。謂ふ迄もなく、市會の構成改善と云ふことは如上の如き瑣末なる手續の改正に依り成し遂げ得べきものに非ずして、此の外に更に根本的な問題の存することは、吾々も十分認識する所であり且その必要を痛感するものである。惟ふに、市會の現状殊に普選實施以來の市會の實情に付ては、世上種々なる論難批評の存する所であつて、寧ろその弊を匡めて市會の素質を向上せしめその改善を圖ると云ふことこそ、眞に市制改革問題を喚起した實質的動因であつたやうにも考へられる。従つて市會の構成方法に付適切な解決を與ふことは、自治の信用を高むる上に於て最も肝要なことであると思ふのであるが、翻つて其の具體的方法如何の問題に至れば、それには色々の方法があり種々なる論議があつて、吾々としても只今の所未だ確信ある結論に到達してゐないのである。世上に於ける論議としては、或は再び制限選舉を行ふべしと謂ひ、或は家長選舉に改むべしと謂ひ、又或者は等級選舉を復活すべしと論じ、或者は複數選舉を實施しては如何と主張する。然しながら、是等の諸案は何れも夫々の難點を存し、到底遽かに實行に移し難きものがある。更にまた曩に農村自治制度改正要綱に於て地方制度調査會の答申ありたる如く、選舉に依らざる特別の議員を認むることも、市會更生上確かに一案たるを失はないと思ふのであるが、産業團體等自治體内の主要なる團體代表者を議員とすることは、農村地方と異り概ね住民の全部と交渉を有する綜合的團體を見出し難き都市に在りては、その實情に適合せざる憾がある。又人物本位に有力者有識者を議員に選定することは、固より市に就ても考へ得る所であるが、その方法如何を如何にするか、またこれを實行したる場合に於て、市の實情より見て果して

所期の効果を挙げ得るや否やの點に付ても相當検討を加ふるの餘地がある。のみならず、自治體としての幅を考ふるならば、町村と都市との相當の相違があるのであつて、市は大小非常に幅が廣く、従つて右の如き市會の特殊的構成に付ても、果して町村の如く一律なる體制を以て臨み得るや否や餘程慎重なる考慮を拂はねばならないと思ふ。従つて吾々としては、此の案に付決して之を非なりとする結論に到達したのではないけれども、此のことたるや市會の構成に關する重大なる改革であるので、更に慎重なる検討を竭した上でなければ、責任ある案の提示を爲し難い實情に在るのである。斯様な意味に於て今回の改正要綱には此の點に觸れた項目を掲げなかつたのである。然しながら、市會の素質向上乃至市會の構成改善と云ふことは市政刷新上最も重要な案件であるから、吾々は引續き此の問題に付検討を重ね適當なる成案を得て市會の素質を向上せしめ市政の進展を圖らねばならぬと思ふ。唯その方法が選舉制度乃至選舉方法の改正の形に依るか乃至選舉以外の適當なる手段を用ふるかは、今後に於ける研究の結果に俟たねばならぬことであつて、今遽かに豫斷することを得ないけれども、何れにせよ事態の要求に即應したる方法を以てこの重要問題の解決に努めたい決意を有するものである。

二 機關相互の機能の調整

第二は「市政運営ノ能率化ト簡易化トヲ圖ル爲機關相互ノ間ニ於ケル機能ノ調整ヲ行フコト」である。而してこの關係に於ては、一は市の意思機關相互の間に於て、二は意思機關と理事機關との間に於てその機能調整に付き必要なる改正を行はんとするのである。

(イ) その一は市の意思機關と理事機關との間に於ける機能調整の問題である。而してこの關係に於ては、「市會ノ議決事項ハ列舉主義ニ依ル」こととし「輕易ナル事項ハ市長ノ權限ニ移スコト」とするのである。惟ふに現行制度に於ては、市に關する事項は單なる執行に屬するものを除くの外、事の輕易なると重要なとに拘らず悉く市會の議決を経ることを要する建前である。然しながら之は市政の能率化簡易化を圖る立場よりすれば大に考慮を要する所である。殊に最近の如く市行政が繁劇多端となり事務分量が著るしく増加し來りたる現狀の下に於ては、制度改正の必要が益々痛感せられるのである。従つて本要綱に於ては、凡そ市に關する事件は細大となく總て市會の議決を経べきものとする主義を改め、市會の議決事項を列舉主義によることとした。その結果、輕易なる事項は市長の專決處理に委ねられることになるのであるが、然し列舉主義と謂ふも、市の歳入出豫算並に決算、市條例市規則、市稅使用料手数料等の賦課徵收、また公營事業、不動産の處分取得等の如きは勿論、主要なる事項は殆んど網羅的に列舉せられるのであるから、市會の關與する範圍は依然廣汎であり、市の意思機關たる本質には何等影響を來すものではない。

(ロ) その二は市會の開閉に關する事項である。現行制度に於ては、市會は會期を定めて招集し得ることになつて居るが、實際の狀況を見るに、必ずしも會期を定めて招集することなく、市會は開會したる儘所謂萬年市會となつて居る都市も決して少くない。之は市政の能率化簡易化と云ふ點より見て甚だ面白からざる現象であるのみならず、市政運営の上に於ても大に遺憾の存する所である。依つて今回之を改め、市會はこれを通常會及臨時會とし、共に會期を定めて招集することとするのが適當であると思ふ。

(ハ) その三は意思機關相互の間に於ける機能の調整即ち市會と市參事會との權限調整の問題である。これは市會を通常會及び臨時會と爲すことに關連するものである。即ち市會閉會中に於ては、態々多數の議員を招集して議決するの必要なしと認めらるゝ事項に付ては、之を市參事會に於て處理し得ることとするのが適當であると思ふ。蓋し市參事會は謂はば市會の常設委員會とも見らるべきものであるから、特に臨時市會を招集するの必要を認めざる事項に付ては、市參事會をして市會に代りて議決せしむることとするも、事の筋合より見て何等差支なく又極めて能率的であると思ふ。唯然しながら、重要な事件は飽く迄市會を招集してその議決を経しむる必要があるので、如何なる事件を必ず市會の議決を要す

るものと爲すかは、各都市の實情に應じその狀況に従ひ、市條例を以て定めしめ、濫に涉ることなき様注意せねばならぬと思ふ。

三 理事機關の整備改善

第三は「市政ノ圓滑適正ヲ期スル爲市吏員ニ關スル制度ヲ整備改善スルコト」である。この關係に於ける改正は、市長助役及委員の構成並にその權能に付て若干の改正を加ふるの外、新に市の行財政に關する監査機構を創設する點に於て特色を有するのである。

(イ) その一は市長選舉の手續に關する事項である。現行制度に於ては、市長の選舉は何時にても動議に依りて行ひ得ることとなつて居る。その結果、其の時に於ける市會の狀況に依り突然發議して市長選舉を行ふが如き事態を生じ之が爲紛擾を惹起したる事例は稀でない。依つて將來は市長選舉は必ず一定期間前に議員一般に告知せしめ、公明正大に之を行はしむることゝ爲さんとするのである。

(ロ) その二は各種團體等の連絡協調に關する事項である。町村に於ては町村全體を包括する種々の團體がある。従つて町村自治生活の立場に於ても、各種團體相互の關係及町村と是等各種團體との關係を調整することは極めて重要な意義を有する問題である。然るに市に於ては町村と稍事情を異にし、市には町村に於ける農會、産業組合等の如く、殆んど全住民を抱擁する團體は概ね存在しない。従つて其の間に於ける連絡調整の問題も、町村に於けるが如く重要な意味は持たない譯である。然しながら市長の職分として市内の各種團體等の連絡協調に留意し必要な處置を講じ得ることゝするは、程度の差こそあれ自治生活の普遍化と云ふ意味より見て大切な事柄である。依つて市に於ても、市長の職務權限として、各種團體等の連絡協調を圖り之が爲必要な意見の呈示をなし得ることゝなさんとするのである。

(ハ) その三は助役の選任及退職に關する事項である。現行制度に於ては助役の選任方法は市長の推薦に依り市會に於

て之を定めることになつて居る。併しながら助役は市長と一心同體となり市長の片腕となつて之を補佐すべきものである。従つて助役選任方法も全くこの目的に適合するものでなければならぬ。然るに現行規定の如く市會に於て助役を決定することゝせば、場合に依りては之が爲市政の圓滿なる運行が阻害せらるゝ虞なしとせず、而も斯の如き事態を生じたこととは實績に顧み必ずしも稀でない。依つて今回助役は市長が専ら之を選任することゝし、市長をして遺憾なく其の手腕力を發揮せしむると共に、助役は眞に市長の補助機關たるの實を制度の上に於ても實現せしめんとするのである。尙ほ同様の趣旨に於て、市長が更迭したる場合先任の助役が在任せるときは、新市長の意思に依り助役を退職せしめ得る途を開きたいと思ふ。

(ニ) その四は委員に關する事項である。委員制度はこれを設けた當初の目的は、成るべく廣く一般市民をして市の公務に參與せしめんとする趣旨に出でたものであるが、今日市政運用の實績より見るに、當初の趣旨は達成せられてゐないのみならず、現行制度の如き構成方法は必ずしも都市行政の實情に即してゐない。従つて今日の市政に於ては、委員には寧ろ専門的知識経験を有する者を以て之に充て、その専門的知識を市政の實際に活用せしむることゝするのが、委員制度の眞の生命であり且之を眞に能率的ならしむる所以であると思ふ。依つて委員の構成方法を叙上の趣旨に従ひ改正せんとするのである。(然しながら、之は委員たるの資格要件を有識経験者に求めんとするの趣旨であつて、之が爲議員參事會員等を積極的に委員より排除するものに非ざることは云ふ迄もない。)

(ホ) その五は市の監査機構に關する問題である。市政の公正と能率とを確保するが爲には、市の監査機構を整備強化する必要がある。勿論監督官廳も必要なる監督は行ふのであるが、都市に於ける一般行政がその形相今日の如く複雑廣汎となり來るに於ては、市自體にも相當なる監査機構を設くる必要があるのではなからうか。現在既に市の中には、法律制度の如何に拘らず監査の爲の職員を設置して居るものも若干存するのである。然しながらその制度とて固より不十分な

るを免れざるのみならず、その數も未だ極めて少數である。依つて此の際この制度を整備して十分なる効果を擧げしめ、市行政の適正と能率とを確保せんとするのである。監査機關は市政全般に渉る監査を行ふものであるから、市長との間に相當獨立性を持たしめねばならぬ。即ち當該吏員の選任乃至任期等に付ても或程度の保證をなすことが必要であらう。仍ほ監査機關を設くるならば、從來動もすれば弊害を生じ易かつた議員の出納實地検査の制度は之を廢止しても差支ないものである。

(ハ) 尙茲に「市吏員ヲ官吏ニ任用シ得ル途ヲ拓クコト」と云ふ條項がある。之は市制そのもの、改正ではないが、此の際併せて考へて置きたい事項である。即ち府縣廳に在りては、四年以上雇員を勤めて居れば判任文官に任用せらるゝ資格を得るのであるが、市吏員は何年勤続するも此の資格を得ることは出来ない。然しながら、これは同じく地方行政に關與して居りながら如何にも不公平であるのみならず、實際の状況にも即しない。依つて一定年限以上市吏員の職に在りたる者には、判任文官或は更に府縣高等官等に任用せらるゝ資格を與ふことにするのが適當であると思ふ。尤もこれは市制改正の問題ではなく文官任用令改正の問題である。

四 下級組織の整備

第四は「都市ノ實情ニ即シ市ノ下級組織ヲ整備スルコト」である。この關係に於ては下級組織そのものと下級組織の機關との兩方面に於て改正を加へんとするのである。

(イ) その一は町會及町内隣保組織に關する事項である。惟ふに都市生活の必要を充たす爲には、市自體の組織を整備するの外、更に市の下級組織を整備しその健全なる發達を期することが必要である。殊に最近國民精神總動員運動、銃後後援の爲の諸事業乃至は防空事務その他種々の事務に對する實際上の必要に應ぜしむる爲、町會或は町内隣保組織の如きものが諸都市に設けらるゝ情勢が高まりつゝある。謂ふ迄もなく、都市は農村と趣を異にし、農村地方に於けるが如き傳

統的なる地方集團的結合に乏しいのであつて、これが爲自治的事務の處理に於て動もすればその圓滑を缺く虞がある。近時醸成せられつゝある町會乃至町内隣保組織の如きは、斯種の弊を匡正する上に於て極めて貴重なる傾向であつて、出來得る限り之を育成する必要があると思ふのである。然るに現行制度に於ては斯種の關係につき何等の法的根據をも與へて居らぬ爲、種々の混雜を來し統一ある發達を期し難き實情に在り。依つて今回市制改正案中に町會或は町内隣保組織に對し簡易なる法的基礎を與ふるの規定を設け、斯かる組織の健全なる發達を助成せんとするのである。

(ロ) その二は區長に關する問題である。現行法に於ては所謂六大都市に限り有給區長を置くことを得るのであるが、其の他の市に於ては有給の區長を置くことを得ない。然し斯の如き制限を設くる必要はないと思はれるので、市の實情から見て必要があるならば、市條例を以て有給區長を置き得ることに改め實際の需要を充足せしめたいと思ふ。

(二) 自治機能に關する改正

五 公營事業に關する制度の整備

第五は「都市生活ノ需要ニ即シ市ノ職分ヲ一層發揮セシムル爲公營事業ニ關スル制度ヲ整備スルコト」である。惟ふに公營事業の經營は市の最も重要な職分である。地方自治體が事業管理團體たるの色彩を濃厚ならしむることは、社會生活の推移に伴ふ不可缺の現象であり、殊に近年に於ける都市生活の實情よりして都市の此の方面に於ける活動は益々その重要性を加へつゝあるのである。然るに現行市制に於ては此の點に關し殆ど考慮が拂はれてゐない。従つて此の際都市生活の需要と市の職分とに顧み、公營事業の經營を合理化せしむるやう之に關する制度を整備するの必要があると思ふ。而して此の關係に於ては新に規定すべき幾多の事項があるが、就中次に述ぶるが如き諸點はその最も大切な事項であると思ふ。

(イ) その一は公營事業を擔當する機關の整備の問題である。現行法に於ても公營事業に付ては市參與の制度がある。しかし之は今日殆ど活用を見てゐない。従つて將來企業機關として十分その活用を圖る爲には、機關に關する制度に付必要なる改善を加ふる必要がある。而して新しく設けらるゝ企業機關としては、それが市長の任命する所であり市長より一般的指揮監督を受けることは勿論であるが、一面他の一般市吏員と異り、その擔當する公營事業々務の執行に付ては必要なる限度に於て獨立の權限を附與せられ、また市會の議決權との關係に於ても、事業執行上必要なる限度に於ては、相當その專決處理に屬せしめらるゝ範圍を認めることとする必要があると思ふ。

(ロ) その二は公營事業の運営に關する問題である。公營事業の運営に付ては、現行制度の下に於ては一般行政事務の執行との間に殆ど差別がない。之が爲、市の公營事業は他の個人經營又は會社經營の事業と比較して、著しく其の活動の自由を束縛せられてゐる。勿論地方團體の事業であるから、その本質よりして免れ難き制限拘束が或る程度に於て存することは已むを得ぬことであるけれども、苟も公營事業がその成績を擧げる爲には、出來得る限り企業機關に對し自由なる活動範圍を認め、他の機關の關與を少くする必要があると思ふ。然しながらそれと同時にその反面に於ては、事業の成績に付ては、嚴密なる批判を加ふる必要があると思ふのであつて、例へば事業の成績を明瞭にする爲の帳簿制度を完備するとか、また監査機關等に依る審査の制度を十分整備するが如きは極めて必要なる措置であると思ふ。即ち公營事業の經營に付ては出來得る限り自由を認むると同時に、一面事業の結果に付ては最も嚴密なる審査批判を加ふる方法を整備したいと思ふのである。

(ハ) その三は公營事業の經營形態に關する問題である。公營事業の經營形態に關しては、常に地方自治體の企業能力としての公共事務の觀念と收益主義の矛盾乃至調節の問題が論議せられるのである。而して從來一般的に容認せられたる解釋としては、公營事業に於ける公益性を強度に主張して、公共團體の施設經營を以て收益を擧ぐることは絶対に排斥し

なければならぬとせられてゐる。而して此の見解よりすれば、例へば電氣事業又は水道事業の如きものに於て、其の設備の爲の市債を償還したる後に於ては、必ずそれだけの使用料の値下げを行はねばならぬことになる。併しながら、事業の公益性乃至公共性と云ふ觀念と收益の觀念とは、しく、絶対に相排斥せねばならぬものであらうか。之を民法の法人に付て考ふるに、その公益性の觀念と所謂公益を擴充するに必要な限度に於て加味せらるゝ收益の觀念とは相矛盾せざるものとして容認せらるゝ所である。公法人に於ても、地方自治體がその住民の福利を増進すべく事業管理團體としての色彩を益々濃厚ならしめつゝある現下の狀態に於ては、特に此の點に關する行政的理念の構成に對し再檢討を加ふる必要があるのではなからうか。即ち如上の設例に於ても、その使用料が他に比較して適度であるならば、必ずしも之を値下げせぬでもよいのではあるまいか。斯くして合理的に或る程度の收益を擧げ、之を以て企業設備の改善を行ひ、乃至場合に依りては之を一般經濟に繰入るゝこととするも、之が爲公共事務乃至公共施設たるの理念を逸脱するものとは考へたくないのである。換言すれば、一方に於ては公營事業としての公益性を顧慮しつゝ他の一方に於ては或る程度の收益主義を加味したる經營を認めることが、今日の都市自治體の實情と理想に適合する所以であると思ふのである。然しこれは固より公營事業の種類乃至性質にもよることであつて、事業の種類に依りては收益主義を加味することは全くこれを排斥せねばならぬものも相當あると思ふ。(例へば道路橋梁、下水道、學校、共同宿泊所等) しかし事業の性質上差支なしと認めらるゝものに付ては(例へば電氣、瓦斯、軌道、自動車、上水道等)其の經營に付収益的意味を加味し得る方向に進みたいと思ふのである。

(ニ) その四は市自治體の企業參加に關する事項である。現在は市が會社の發起人となることに付ては、法律解釋上或る程度の疑義があり、又市の吏員が市を代表して民間會社の取締役等の職に就き、専ら會社の事務に當ることも、現行制度の上に於ては相當疑問を存するのである。然しながら、將來に於ては、地方團體が公益上必要ある場合に於て、會社の發起

人となり或は會社に出資して其の事業の經營に參畫するが如きことは、實際問題として漸次その必要性を増すことと思ふ。依つて此の際解釋上の疑義を一掃し、市自治體は公益上必要あるときは、會社の發起人と爲り及會社の經營に參畫すべき適當なる吏員を設置し得ることを法律の上に明にしたいと思ふ。但し市が斯の如く企業參加を爲し得る範圍は「公益上必要アルトキ」に限るべきものであつて、無制限に無拘束に會社企業に投資しその經營に參畫することを得べきものに非ざることは、市が地方團體であり、その能力は公共事務を處理するの範疇を逸脱すべからざるの大前提に照し當然のことであつて、更に贅言を要せざる所である。

六 財務に關する制度の整備改善

第六は「市政ノ實情ニ鑑ミ財務ニ關スル制度ヲ整備改善スルコト」である。市の財務に關しても改革すべき事項は決して少くない。殊に現下の社會經濟狀勢の下に於ては、地方税制の根本的改革を企て地方財政の確立を圖らねばならぬと思ふ。たゞ此の税制改革の問題に付ては別にその手續が進められ、既にその要綱が出来上つて之に基き立案が進められつゝある。依つて本案に於ては市制に直接關係ある部分に付てのみ改正項目を掲げたのである。

(イ) その一は市の財源に關する問題である。現行法に於ては、市は財産收入、使用料、手数料等を第一次收入とし、仍不足ある場合に於て市税を賦課徴收し得ることを建前として居るのであるが、これは全く今日の都市の實情を離れたる制度であるので、これを改め、市の歳入としては税外收入と税收入とを對等のものとする制度に改めんとするのである。このことは單に觀念上のみの問題に非ずして實益を伴ふことにもなる。即ち現行制度の下に於ては、財産收入等が十分あるに拘らず必要なる市税を徴收したと云ふことは、租税に關する訴訟の原因と爲ることもあるのであるが、今回の如く改正すれば、斯かる訴訟の原因をなくすることも出来るのである。

(ロ) その二は金庫制度及出納吏制度創設の問題である。即ち今回の改正に於て、新に金庫制度を普及し且出納吏制度

を設け、一面收入役制度は之を廢止せんとするのである。現在市には既に相當金庫制度が普及してゐる。而して收入役制度は金庫の如き金融機關の十分發達せざる時代に於て、その必要性が認められ且大にその機能を發揮するものであつて、既に金庫を置きたる場合に於て重ねて收入役を置くもそれは殆どその存在の意義がないとも謂へるのである。而も現代の金融情勢の下に於ては、都市に於ては概ね金庫を置き得るやうな趨勢に在る。依つて今後市には原則として金庫を置くこととし、又出納吏制度を設けて一面收入役制度は之を廢止せんとするのである。蓋しこれは、市の收支機關をして都市の實情に即せしむる所以であると思ふ。

(ハ) その三は豫算の増額修正及出納實地検査の問題である。市會に於て豫算の増額修正を爲し得るや否やに付ては、現行制度の下に於て既に市會に豫算發案權を認めてゐないのであるから、此の規定の精神解釋からしても市會に豫算増額修正權なしと解釋出来るのではないかと思ふ。然しこれには相當疑義がある。然しながら豫算は謂ふ迄もなく市の事務執行に要する經費の見積りであつて、豫算編成と云ふことは専ら執行權の範圍に屬するものとするのが觀念上正當である。依つて豫算發案權を市會に認めざる精神を更に敷衍して、帝國議會同様市會にも豫算の増額修正權は之を認めざる趣旨を明にしたいと思ふ。尙市會議員の出納實地検査に付ては、市の會計は近時著しく複雑となつて來たので、専門的知識を以てするに非ざれば十分なる監査を爲し難き實情にある。のみならず、從來の實績に徴するも市會議員の出納實地検査には相當弊害を伴ふやうに考へる。依つて此の際議員の出納實地検査は之を廢止することとし、市の監査機構を整備強化して、専門的にして且技術的な監査の徹底を期したいと思ふのである。

(ニ) 茲に市の財政に關する重要問題として特に研究せねばならぬことは「國政事務費ノ負擔ニ付適當ナル調整ヲ加フルコト」である。この問題は多年八釜しく論議せられ而も尙適當なる解決を見ない地方財政上の難問題である。今回地方税制の根本的改正が行はれるが、此の國費地方費負擔區分の問題が十分解決しなければ、地方財政は絶えず脅威を受けて

ゐると云ふも過言ではない。従つて過般の税制調査會に於てもこの點に關し強硬なる意見があり、滿場一致を以て政府に此の點に付考慮を求むる旨の決議をした位である。獨逸に於ても同様の問題に逢着して居たのであるが、先年財整調整法に於て「國ハ邦及市町村市町村（組合ヲ含ム）ニ對シ一方ニ於テ必要ナル財源ヲ與ヘタルトキニ限り新ニ事務ヲ委任スルコトヲ得。前項ノ規定ハ既ニ委任セラレタル事務ノ重要ナル點ニ於ケル擴張ニ之ヲ準用ス」と規定し、負擔區分の問題を解決したのである。我邦に於ても速かに攻究を遂げ、地方財政の安定と確立とを期するが爲、是非共此の問題に關し適切な解決を與へねばならぬと思ふ。

七 監督の簡易化及合理化

第七は「市ノ監督ニ付其ノ簡易化ト合理化トヲ圖ルコト」である。

(イ) その一は所謂許可認可事項の整理の問題である。このことは從來或は自治權擴充の名義の下に或は地方分權の對象として盛に論議せられ、幾度か相當程度の整理が加へられたのである。然しながら、更に事務簡捷を圖る見地に於て一層その整理を行ひ、強ひて監督權を留保するの必要を認めざる事項に付ては許可認可を要せざることとし、また輕易なるものは出來得る限り監督權を地方官廳に委譲することとし、更に又中央に於て許可認可の權が數省に涉れるものに付ては、可及的之を一省に統一する方針を以て整理を進める必要があると思ふ。尙ほこの問題は市制以外の法令に付ても出來得る限り實行を期したい希望を有するのである。

(ロ) その二は訴願の裁決、懲戒等の議決に當る機關設置の問題である。現行制度に於ては是等の事項は府縣參事會の職權とされてゐるのであるが、元來府縣參事會をして斯かる事務に軼らせることは、府縣參事會が現今とその組織を異にしたる時代の沿革的のものであり、また一面全く便宜の制度に過ぎぬと思はれる。是等の事務は概ね地方行政に於ける裁判的性質を有するものであつて、事柄の性質より見るも又實際上作用の適正を期する上からするも、要綱に掲ぐる如き別

個の機關を設け、之をしてその處理に當らしめるのが適當であると思ふ次第である。

第三 府縣制の改正

府縣制改正の目標とする所も市制改正に於けると大體同様である。たゞ府縣は市町村と異り上級自治團體である關係上、市町村とはその改正要綱に於て自ら多少の相異があるのみならず、府縣に於ける理事機關は概ね官吏を以て之に充つる所に著しき相異點の存することも看過してはならぬであらう。今回の府縣制改正の要目は左の諸點に歸着する。

- (1) 府縣會及府縣參事會ノ組織及權限ニ付整備ヲ加フルコト
- (2) 委員制度ヲ改メ専門的知識經驗アル者ヲ以テ組織スル制度トスルコト
- (3) 公營事業ノ經營ニ付適當ナル範圍内ニ於テ收益主義ヲ加味シ得ルコトヲ認ムルコト
- (4) 府縣ノ監督ニ付其ノ簡易化ト合理化トヲ圖ルコト

一 府縣會及府縣參事會の組織及權限の整備

第一は「府縣會及府縣參事會ノ組織及權限ニ付整備ヲ加フルコト」である。

(イ) その一は府縣會議員選舉手續の問題である。而して此の關係に於ては二の點に付改正を爲さんとするのであつて、先づ第一は、(1)次點者繰上制度の改正である。現行制度に依れば、府縣會議員選舉に在りては、選舉の期日より一年間は次點者の繰上げを認むるのであるが、これは所謂次點者狙ひの弊を生ずる等選舉の實績上面白からざる結果を招來して居るので、曩に述べたる市制改正と同様の趣旨に依り、次點者は當選應諾期間内に限り其の繰上げを認むることに改めんとするのである。(2)第二は府縣會議員の補關選舉と所謂再選舉とに付ての制限である。現行制度に於ては、府縣會議員の補關選舉は關員が一人生活しても直ちに之を行はねばならぬ。併しこれには相當の手續を要することでもあり、又衆

議院議員選舉の例に徴するも、缺員の數一定數に達するを待ちて行ふことにするのが適當ではないかと考へる。尤も府縣會議員選舉區には一人區、二人區の如き小なる選舉區がある。斯かる選舉區に於ては、苟も缺員を生ずれば必ず選舉を行ふことゝせねばならぬのは謂ふ迄もない。次に所謂再選舉に付ては、例へば選舉犯罪確定して當選無効と爲りたる場合、或は選舉費用超過又は連坐訴訟の結果當選無効と爲りたる場合に於ては、當選者決定に至る迄の選舉手續には何等違法なく、その後に發生したる事由に因り當選者欠缺するに至りたるものであるから、謂はゞ補闕選舉と稍その形態を同じうするものである。依つて斯かる場合に於ける再選舉は補闕選舉と同様に之を取扱ふことゝして差支ないと思ふ。(3) 尙ほ茲に掲げた事項以外にも、若干輕微なる事項にして改正を要するものもあるので、是等の諸點に付ても相當必要なる改正を加へんとするのである。

(ロ) その二は府縣會閉會中に於ける府縣參事會の代議決に關する問題である。現行制度に於ても、府縣會が特に府縣參事會をして代議決せしむべき事項と定めた事柄に付ては、府縣會閉會中に於ては府縣參事會が代議決をなすことを得るのである。然し今回の改正に於ては更に一步進めて、府縣會が必ずその議決を経ることを要する重要事件として府縣條例を以て定めたる事項は別として、それ以外の事項は、府縣會閉會中に於ては府縣參事會が代りて之を議決することを得るの建前となさんとするのである。このことは實は現行制度の下に於ても態々府縣會を招集するに値せずと認めらるゝ事件に付ては、所謂急施事件の名義の下に府縣參事會に附議することが實際の慣例として行はれてゐる。即ち今回の改正は、此の實情を制度化して實際の必要に合致せしめんとするものである。

(ハ) その三は豫算の増額修正及府縣參事會員の出納實地検査に關する問題である。豫算の増額修正の問題は市制改正要綱の説明に於て述べたと同様の趣旨に出づるものである。次に府縣參事會員の出納實地検査の問題も大體市制に於けると同様である。即ち近時に於ける府縣の會計事務の内容よりするも、又從來に於ける出納實地検査の實績よりするも、之

を廢止するのが適當であると思ふ。唯府縣に於ては市に於けるが如く、之が爲特に監査機構は設けない。之は一面に於て知事が必要に應じ十分検査を行はしむることを得べく、又一面に於ては此の機會に於て府縣の行財政監査を相當徹底せしむるやう中央に於ける監査機構を充實せしめ、監査に遺憾なきを期する方針であるから、この上更に府縣自體に監査機構を設置するの要はないと思ふ。

二 委員制度、公營事業及行政監督

第二は「委員制度ヲ改メ専門的知識經驗アル者ヲ以テ組織スル制度トスルコト」である。是は先に市制改正に於て述べたと同様實際上の必要に出づる改正である。現行制度に於ては委員の資格要件に付ては別段の規定を設けてゐないのであるが、將來委員制度は曩にも述べたる如く、専門的の知識經驗を府縣行政の上に體現せしむることに依り直にその機能を發揮することを得ると思ふのである。

第三は「公營事業ノ經營ニ付適當ナル範圍ニ於テ收益主義ヲ加味シ得ルコトスルコト」である。謂ふ迄もなく公營事業は都市に於て最も問題となるのであるけれども、府縣に於ても現に電氣供給事業、上水道、病院、公營住宅等の如く企業形態に於て相當考慮を要する事業を經營するものが相當存在するのみならず、將來に於ても其の重要性が増して來るものと思ふ。依つて公營事業の經營に付、市制改正要綱に於て述べたる如く從來收益主義を絶対に排斥したる考へ方を改め、事業の性質に依り收益主義を加味するも差支なきものに付ては、世間並の使用料を徴收し、依つて剩餘を生ずる場合に於ては、之を事業の改善費乃至一般經費に充當して差支ないことゝしたいと思ふのである。其の他府縣の公營事業に付ては大體市の場合に準じて差支ないと思ふのであるが、また若干事情を異にする點もあると思はれるので、その邊は十分考慮して實情に適する如く制度を整備する必要があると思ふ。

第四は「府縣ノ監督ニ付其ノ簡易化ト合理化トヲ圖ルコト」である。即ち府縣行政に對する許可認可の整理統一の問題

は、市制に於て述べたと同様であつて、差支なき限り監督の要なきに至りたるものは之を整理し、又監督權數省に涉るものは出來得る限り之を統一するがよいと思ふ。仍異議の決定等に當らしむる爲新に機關を設けることも概ね市制に付て述べたと同様である。最後に「府縣吏員ヲ官吏ニ任用シ得ル途ヲ拓クコト」これは府縣制改正の問題ではないが、府縣吏員に付ても市町村吏員と同様に、一定年限其の職に在りたる者に對しては官吏に任用せらるゝ資格を付與するが適當であると思ふ。

む す び

以上が市制改正要綱及府縣制改正要綱の簡單なる解説である。此の改正要綱に付ては、議會（概ね市會）の構成に關しその素質の向上を圖るべき方途が講ぜられてゐない爲、一部より相當不滿の意を表せられてゐる。さりながら市會の構成に付根本的は正を加ふことは最も重要な問題であると同時に理想案を得べく相當困難なる事柄である。この問題に關する吾等の態度に關しては既に述べた所であるから茲に再説しないが、このことは別とし、その他の點を検討するに、自治機關の機能の調整、自治機構に對する整備改善並に公營事業に關する法制の整備をはじめ、自治機構並に自治機能に關し相當大なる改正内容を包藏するのであつて、本改正に依り各自治體の現在並に將來の使命に即應したる體制が相當整へらるゝことを深く信するものである。

市制及府縣制改正案要綱

附、農村自治制度改正案要綱

市制改正要綱（地方局案）

本要綱は市行政をして都市生活の實情に即應せしむると共に力めて其の能率化と簡易化とを圖り其の他實績に鑑み必要なる諸般の整備改善を加へ以て都市の實情と時勢の推移とに應じたる市行政の進展を策するを以て趣旨とす。

一、市政の實績に鑑み市會の構成に關し整備を加ふること

- (イ) 議員定數は大體現行法通とするも人口著しく多き市に付ては或程度その數を制限すること
- (ロ) 議員選舉の手續に關し左に掲ぐる事項その他必要な改正を行ふこと
- (1) 市會議員の選舉は衆議院議員選舉人名簿と必要なる補充名簿とによりこれを行ふこととすること
- (2) 一般次點者の繰上補充の制度を改め當選辭退期間内に限り一般次點者の繰上を認むること
- (3) 所謂再選舉はその本旨に反せざる限度において補缺選舉と同様の取扱となすこと

二、市政運営の能率化と簡易化とを圖る爲機關相互の間に於ける機能の調整を行ふこと

- (イ) 市會の議決事項は列舉主義によることとし輕易なる事項は市長の權限に移すこと
- (ロ) 市會閉會中においては重要事件（市條例をもつてこれを定む）を除くの外市參事會において市會の議決すべき事件を代議決し得ることとする

(ハ) 市會は通常會及臨時會とすること

三、市政運営の圓滑適正を期する爲市吏員に關する制度を整備改善すること

(イ) 市長の選舉は一定期間前に告知するに非ざればこれを行ひ得ざることとする

(ロ) 市長の職務權限として各種團體等の連絡協調を圖りこれがため必要なる意見の呈示をなし得ることとする

(ハ) 助役は市長これを選任することとする、なほ助役は市長更迭の場合一定の期間内に新任の市長より留任の通告を受けざる時は當然に退職することとする

(ニ) 委員は専門的知識經驗ある者を以て組織する制度に改むること

(ホ) 市の出納その他の監査に當らしむるため監査機構を整備すること

〔附〕 市吏員を官吏に任用し得る途を拓くこと

四、都市生活の需要に即し市の職分を一層發揮せしむる爲公營事業に關する制度を整備すること

(イ) 公營事業の實際の必要に應ぜしむる様之を擔當すべき機關を整備すること

(ロ) 公營事業の經營に付ては成るべく廣範圍に企業活動の自由を認むると共に事業の成績を明確ならしむる爲帳簿制度、審査制度等を整備すること

(ハ) 公營事業の經營に付適當なる範圍内において收益主義を加味し得ることを認むること

(ニ) 市は公益上必要あるときは會社の發起人となり及會社の經營に參畫すべき適當なる吏員を設置し得ることとする

五、市政の實情に鑑み財務に關する制度を整備改善すること

(イ) 歳入に付財産收入、使用料手数料等を第一次收入とする建前を更むること

(ロ) 市には原則として金庫を置き且出納吏の制度を設けると共に收入役はこれを廢止すること

(ハ) 豫算の増額修正及出納實地検査はこれを認めざること

〔附〕 國政事務費の負擔に付適當なる調整を加ふること

六、都市の實情に即し市の下級組織を整備すること

(イ) 町會及町内隣保組織の健全なる發達を助成する趣旨の下にこれに簡易なる法的基礎を與ふること

(ロ) 市の實情に應じ必要あるときは市條例を以て有給區長を置き得る途を拓くこと

七、市の監督に付其の簡易化と合理化とを圖ること

(イ) 許可認可の權を可及的に整理し乃至は地方官廳に移讓すること

(ロ) 中央における許可認可の權を可及的に一の官廳に統一すること

(ハ) 訴願の裁決及懲戒に關する議決等に當るべき機關として府縣廳及府縣廳以外の官吏中より選任する者及府縣參事會員において互選する者を以て組織する新なる機關を設けること

地方制度調査會の附帶決議

右地方局案要綱につき密議した地方制度調査會は左の附帶決議を附し原案通り答申した。

市會の構成を整備充實し以て市政の向上を期するは市政の實績に鑑み最も緊要とする所なるを以て一般公選議員の外に適當なる方法を以て市公民中有識經驗者を議員と爲し得る制度を採用せられたし。

府縣制改正要綱（地方局案）

本要綱は府縣行政の實績に鑑み必要なる諸般の整備改善を加ふるを以て趣旨とす

一、府縣會及府縣參事會の組織及權限に付整備を加ふること

（イ）議員選舉の手續に關し左に掲ぐる事項其の他實績に鑑み必要なる改正を行ふこと

（一）一般次點者の繰上補充の制度を改め當選應諾期間内に限り一般次點者の繰上を認むること

（二）補缺選舉及再選舉を行ふ場合に付或範圍の制限を加ふること

（ロ）府縣會閉會中に於ては重要事件（府縣條例を以て之を定む）を除くの外府縣參事會に於て府縣會の議決すべき事件を代議決し得ることとする

（ハ）豫算の増額修正及出納實地検査は之を認めざること

二、委員制度を改め専門的知識經驗ある者を以て組織する制度とすること

三、公營事業の經營に付適當なる範圍内に於て收益主義を加味し得ることを認むること

四、府縣の監督に付其の簡易化と合理化とを圖ること

（イ）許可認可の權を可及的に整理統一すること

（ロ）異議の決定等に當らしむる爲府縣廳及府縣廳以外の官吏中より選任する者及府縣參事會員に於て互選する者を以て組織する新なる機關を設くること

〔附〕府縣吏員を官吏に任用し得る途を拓くこと

附 農村自治制度改正要綱（地方制度調査會答申—昭和二三、一〇、三一）

一、町村と町村内の各種團體等との關係を調整し町村内の各種團體等の活動の連絡協調を圖るべく町村の機能を活用せしむる方策を講ずること

（イ）町村會の構成中に各種團體の代表者等を取入ると共に其の職務權限として町村長の諮問に應じ各種團體等の活動の連絡協調に關し必要なる事項を審議する機能を加ふること

（ロ）町村長の職務權限として各種團體等の活動の連絡協調に關し必要なる意見の呈示を爲し得る機能を認むること

二、町村の下に適當なる形に於て部落を認め一面町村活動の補助機構として之を活用すると共に他面部落固有の活動の健全なる發展を圖ること

（イ）部落を基礎とし町村條例を以て區を分ち得ること

（ロ）町村會議員選舉に付ては區を基礎として選舉區を分ち得ること

（ハ）區長は町村條例の定むる所に依り區總會等の選舉（成るべく慣行を重んず）に基き町村長之を命ずること

（ニ）區長は町村長及各種團體長の事務にして區内に關するものを補助すると共に町村長の指導監督の下に區内の公共事務を處理し及區内の各種團體の連絡協調に當ること

（ホ）區は町村條例の定むる所に依り區總會の議決を経て財産を有し又は營造物を設け得ること

（ヘ）區費の徴收に關しては區總會の議決を経町村長の承認を受けて之を定むること

三、町村會の構成を町村の機能に適應する様整備すると共に議員の素質を向上せしむる方策を講ずること

- (イ) 町村條例の定むる所に依り農會長産業組合長等町村内の主要なる團體の代表者等を議員たらしむること
- (ロ) 町村會の同意を経監督官廳の認可を受けて町村長に於て自治功勞者、名望者、篤農家等を議員に選任し得ること

(ハ) 前二號の議員は議員定數の三分の一以内とすること

(ニ) 小學校長其の他町村立學校長を議員に準じ議事に參加せしむること但し議決等に加はらしめざること

(ホ) 一般議員の選舉に付ては部落(區)を基礎として選舉區を分ち得ること

四、町村長と町村會との間に於ける權限の分配を能率主義の見地より整備すること

(イ) 町村會の議決事項は重要事件の範圍に止むるの方針に依ること

(ロ) 豫算の増額修正は之を認めざること

(ハ) 助役は町村長更迭の場合一定の期間内に新任の町村長より留任の通任を受けざるときは當然に退職すること

(ニ) 町村長の職務權限の強化に伴ひ町村行政の圓滿なる運行に甚しき支障ありと認むるときは一定の手續を経て監督官廳に於て町村長を解職し得ること

五、町村吏員の充足を圖り且其の素質を向上せしむる方策を講ずること

(イ) 地方財政補給金を必要なる吏員の設置及吏員の給與の改善に充て得ることとし乃至は此等の經費に對し國庫より補助すること

(ロ) 國費、道府縣費及町村費の補助に依る町村吏員互助制度を確立すること

(ハ) 町村吏員の國家的待遇を厚くすること

(ニ) 町村吏員を官吏に任用し得る途を拓くこと

(ホ) 國費を以て町村吏員の教養施設を講ずること

六、町村財政の整備充實を圖ること

(イ) 歳入に付財産收入使用料手数料等を第一次收入とする建前を更むること

(ロ) 目的税制度を擴張すると共に新に受益者負擔金制度を設けること

(ハ) 確實なる収益的事業の經營を認むること

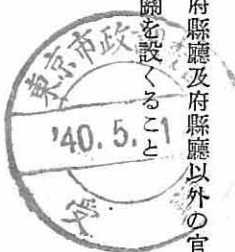
七、町村の監督に付成るべく其の煩を省くと共に適實に其の効果を擧ぐべき方策を講ずること

(イ) 許可認可の權を可及的に整理し乃至は地方官廳に移讓すること

(ロ) 中央に於ける許可認可の權を可及的に一の官廳に統一すること

(ハ) 町村の具體的事情に應じては特殊の指導監督方法(例へば紛議調停委員の任命、指導官吏の派遣)を採り得ること

(ニ) 訴願の裁決及懲戒に關する議決等に當るべき機關として府縣廳及府縣廳以外の官吏中より内務大臣の選任する者及府縣參事會員に於て互選する者を以て組織する新なる機關を設けること



パンプレット

財団法人 東京市政調査會

麹町區日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

查がその可能を實證してゐる。
さはいへ學問と技術とを基礎とする都市政策の遂行によつて矯正されねばならぬ社會缺陷は尙ほ幾多殘されてゐる。これ等缺陷に對しては都市自體の躍進的發展、社會變遷、經濟的推移、政治思想の變化に應じて速かに適切妥當なる方策を以て臨まねばならぬ。
「都市問題パンフレット」はこの必要に應ずる即効的資料である。簡潔低價の小冊子ではあるが、近時特に多端を加へ來つた都市問題界に本叢書の演ずる役割は決して小さくないであらう。

- | | | | |
|--------|------------|--------------------|----------------------------|
| No. 7 | 法學博士 關 | 下水道事業の經濟 (再版) | P. 26
10 sen |
| No. 13 | 池田 宏 | 公益企業概念とその諸問題 (再版) | P. 34
10 sen |
| No. 14 | 池田 宏 | 自治制發布記念日設定論 (再版) | P. 52
20 sen |
| No. 16 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市塵芥の處理方策 | P. 57
20 sen |
| No. 17 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の空中淨化問題 | P. 65
20 sen |
| No. 20 | 東京市政調査會 | 市吏員の銓衡方法と試験問題 (七版) | P. 187
50 sen
76 sen |
| No. 21 | 池田 宏 | 報償契約に就て (再版) | P. 21
10 sen |
| No. 22 | 木村 尙一 | 本邦無軌條電車の實績 | P. 42
20 sen |
| No. 23 | 池田 宏 | 上水道の法律統制 | P. 36
20 sen |
| No. 24 | 池田 宏 | 都市計畫の將來と地方計畫 | P. 42
20 sen |

都市問題

一冊一研究の叢書

各冊二十頁乃至六十頁の普及版
執筆者は斯界の權威揃ひ

現代都市は、物質的にも精神的にも、國家活動の源泉である。同時に都市社會の不安は、國家社會の一大脅威である。一國の政治經濟文化の上に於て現代都市の占むる此の重大なる地位は、文明の進化につれて駁々乎として止むことなき都市の膨脹發展によつて愈々其の重要性を加重する。
現代都市が商工文明の所産たるの特質より生ずる凡ゆる禍害は到底避くべからずとして絶望的所説をなすものがある。果して此の禍害より都市を濟ひ、市民生活の福祉の増進を期することは不可能であるか？ 否、最近の衛生統計や社會調

- | | | | |
|--------|------------|----------------|-----------------|
| No. 25 | 池田 宏 | 都市災害防備策 | P. 92
30 sen |
| No. 26 | 近藤 操 | 東京都制問題小史觀 | P. 38
20 sen |
| No. 27 | 前大阪市長 關 | 一都市制度論 | P. 47
20 sen |
| No. 28 | 醫學博士 宮島幹之助 | 都市の結核豫防に就て | P. 50
20 sen |
| No. 30 | 鈴木 武雄 | 「地方信用金庫」創設論 | P. 32
20 sen |
| No. 31 | 大塚 辰治 | 大阪市の事務改善運動 | P. 45
20 sen |
| No. 32 | 馬場 欽太郎 | 上海市の沿革とその特殊性 | P. 38
20 sen |
| No. 33 | 醫學博士 藤原九十郎 | 都市の騒音防止問題 | P. 44
20 sen |
| No. 34 | 府内務省 坂 千秋 | 東京都制案要綱に就て | P. 35
20 sen |
| No. 35 | 東京都 中村三之助 | 京都市の新瓦斯報償契約に就て | P. 21
20 sen |

挾間内務省地方局長述

地方税制改正案の梗要

税制の根本的改正は、年來朝野の間に八釜しく論議せられた所である。支那事變勃發し、戦局の進展に伴ひ、愈々長期建設の段階に入り、内に在りても、益々國防力を充實してこの新情勢に即應せねばならぬことゝなつた。従つて、税制改正の如きも、先づ最も速かに解決せねばならぬ政策の一つとなつた。於茲、政府は愈々税制の全面的改正に着手するの意を決し、税制調査會に對し

「中央地方ヲ通ズル税制ノ一般的改正ニ關スル方策如何」との諮問を發し、調査會は此の諮問に應じ、大藏省主税局立案の國税改正要綱並に内務省地方局立案の地方税制改正要綱に基き審議を進め、遂に去る十月二十六日審議終了して答申を爲すに至つた。本冊子は地方税制改正案の提案當局者たる挾間地方局長執筆にかゝり、斯問題研究の最重要資料として研究者にお奨めする。

菊判二〇頁
定價二〇錢
送料三錢

東京市政治調査會發行

東京市麹町區比谷公園九〇六一番座口替振

昭和十五年一月二十五日印刷
昭和十五年一月二十八日發行
定價金二十錢

著者 挾間 茂

發行者 東京市麹町區日比谷公園二番地
菅原 忠治 郎

印刷者 東京市京橋區築地四丁目四番地
鈴木 茂

發行所 財團法人 東京市政治調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

中屋三間印刷株式會社印刷

A decorative rectangular border with a repeating diamond and floral pattern surrounds the text.

OAZ

533